

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第六号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、国立国会図書館が納本による図書館資料の収集をより一層適確に行うため、独立行政法人、地方独立行政法人等に国又は地方公共団体の諸機関と同様の納本義務を課そうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、出版物の納入に関する事項

1 独立行政法人その他の国の諸機関に準ずる法人により又はこれらの法人のため出版物が発行されたときは、当該法人は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

2 地方独立行政法人その他の地方公共団体の諸機関に準ずる法人により又はこれらの法人のため出版物が発行されたときは、当該法人は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

二、 施行期日等

1 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。